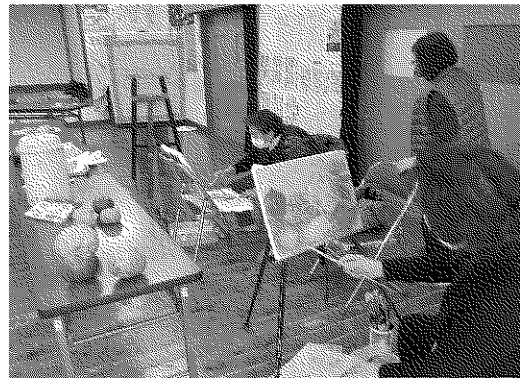
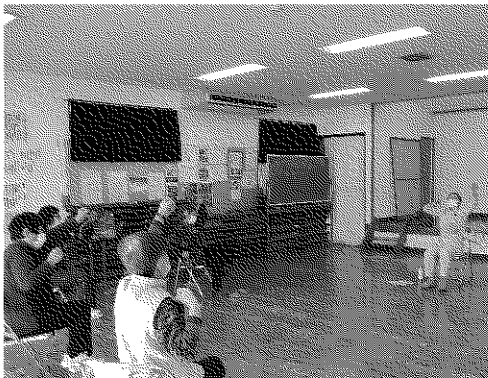
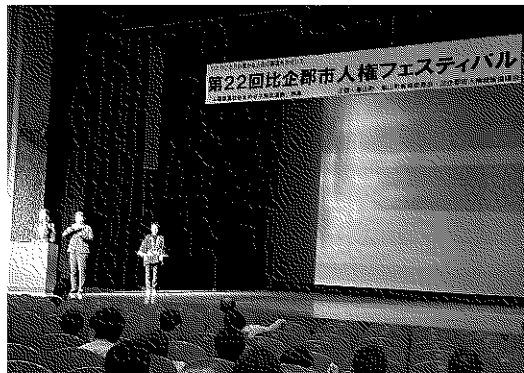


令和7年度

第2回 東松山市立上唐子集会所運営委員会



令和7年11月19日(水)

東松山市教育委員会

令和7年度 第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会次第

令和7年11月19日（水）

於：東松山市立上唐子集会所

1 開 会

2 あいさつ

3 議長の選出

（議長より議事録署名人指名）

4 議 事

（1）令和7年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況

① 事務局から

② 各学校から

イ 集会所利用状況

ウ 人権教育行事等報告

（2）その他

5 その他

- ・東松山市集会所合同文化祭について

(1) 令和7年度事業中間報告

ア 各教室の実施状況

期間：令和7年4月～令和7年9月

① 成人教室

No.	教室名	開講日数	期 間	開 講 日 開講時間	講 師 名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	カラオケ教室	10日	4月18日～ 9月19日	第1火・3金曜 13:30～15:30	水木一夫先生	11人 延91人	9.1人
2	絵画教室	5日	5月2日～ 9月5日	第1金曜 13:30～15:30	矢島兼之先生	7人 延24人	4.8人
3	フラワーアレンジメント教室	4日	4月8日～ 9月9日	第2週火曜 9:30～11:30	大沼賀代子先生	11人 延38人	9.5人
4	体操教室	6日	4月22日～ 9月16日	第4週火曜 13:30～15:30	遠藤良江先生	13人 延28人	4.7人

② 小学生フレンドスクール

No.	学校名	開校日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	唐子小	10日	5月23日～ 9月26日	毎週金曜 16:20～17:30	鈴木実教諭 延23人	14人 延119人	11.9人
内 容：宿題、国語、算数、自主学習、工作（紙で作るグライダー、カラフルなコマ作り）、人権フェスティバル用工作（粘土工作）他							
2	珠算教室	20日	4月19日～ 9月27日	毎週 土曜日 14:00～16:00	浅見慎哉先生	17人 延171人	8.6人
内 容：かけ算、わり算、見取り算練習 他							

③ 中学生フレンドスクール

No.	学校名	開講日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	南 中	0日	開講せず	毎週 木曜日 17:30～19:30	佐藤翔教諭	0人 延0人	0.0人
内 容：（令和7年度開講せず）							

④ サマーキャンプ

No.	事 業 名	期 間	会 場	参加人数
1	比企郡市集会所 サマーキャンプ	7月29日（火）	ときがわ町木のむらキャンプ場	唐子小 7人
小中学校児童生徒 市内：松二小 3, 市の川小 9, 大岡小3, 唐子小 7, 北中 4, 南中 0 （小計：小学校22, 中学校4, 合計26） 市外：七郷小 30, 西小 9小計：小学校39, 中学校0, 合計39） 合計：小学校61, 中学校4, 合計65）				

イ 集会所利用状況

【 上唐子集会所利用状況 】（令和7年4月～令和7年9月）

月	利用団体数	フレンド・スクール (人)	成人教室 (人)	地域利用 者数(人)	利用者数 合計(人)
令和7年 4月	9	24	30	48	102
5月	13	73	39	55	167
6月	14	69	51	71	191
7月	14	54	35	178	267
8月	11	27	35	18	80
9月	17	88	51	76	215
10月					
11月					
12月					
令和8年 1月					
2月					
3月					
計	78	335	241	446	1022
月平均（中間）	13.0	55.8	40.2	74.3	170.3

ウ 人権教育行事等報告

事 業 名	期 日	会場等
第1回東松山市立 上唐子集会所運営委員会	6月5日（木）	東松山市立上唐子集会所
西部地区人権教育 実践報告会	7月25日（金）	飯能市市民会館
比企郡市集会所 サマーキャンプ	7月29日（火）	ときがわ町木のむらキャンプ場
第24回比企郡市 人権教育研究集会	8月1日（金）	ときがわ町文化センター （アスピアたまがわ）
埼玉県教育集会所連絡 協議会 第17回実践交流会	8月19日（火）	東松山市高坂丘陵市民活動センター
第45回埼玉 人権フォーラム	11月6日（木）	行田市産業文化会館
第23回比企郡市 人権フェスティバル	11月15日（土）	東松山市松山市民活動センター
第2回東松山市立 上唐子集会所運営委員会	11月19日（水）	上唐子集会所
東松山市集会所 合同文化祭	令和8年 2月11日（水・祝）	松山市民活動センター 舞台発表 カラオケ、新舞踊、民踊 展示発表 フレンドスクール作品、 フラワーアレンジメント、 絵画
2026みなくる フェスタ	令和8年 3月28日（土）	羽生市産業文化センター

令和7年度 東松山市集会所合同文化祭実施内容

1 実施趣旨

本集会所における活動の成果を発表し合うことにより、教室生相互の親睦を図るとともに、近隣の方々との交流を促進する。

2 実施日 令和8年2月11日（水・祝）9時30分 ～ 15時00分

3 会 場 松山市民活動センター

4 内 容

【舞台発表】・・・・・・・・・・ホール

カラオケ教室…野田集会所、上唐子集会所

民謡教室…野田集会所

新舞踊教室…中岡集会所

【展示発表】

フラワーアレンジメント教室…上唐子集会所・・・・・・玄関廊下、ロビー等

絵画教室…上唐子集会所・・・・・・・・・・・・・・・・ロビー等

小学生の作品・・・・・・・・・・・・・・・・ロビー等

○東松山市立集会所条例

昭和48年12月25日

条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 市社会教育委員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

名称	位置
東松山市立野田集会所	東松山市大字野田1060番地1
東松山市立中岡集会所	東松山市大字岡1220番地2
東松山市立上唐子集会所	東松山市大字上唐子1062番地

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市立集会所条例（昭和48年東松山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 東松山市立集会所（以下「集会所」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 東松山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用については、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)

2 東松山市立集会所運営委員会規則(昭和49年東松山市教委規則第3号)は、廃止する。

(以下は、使用許可申請書等につき、本日は省略させていただきます。御了承ください。)

令和7年度 東松山市立上唐子集会所運営委員名簿

区 分	氏 名	備 考
1号委員	梶 野 義 明	唐子小学校長
	栗 田 秀 人	南中学校長
	鈴木 実	唐子小学校教諭
	佐 藤 翔	南中学校教諭
2号委員	野 口 紀 子	社会教育委員
3号委員	小 川 徹	唐子小PTA会長
	堀 越 秀 延	上唐子第二自治会長
4号委員	大久保 栄 利	知識経験を有する者
	篠 田 勝	知識経験を有する者
	小 川 藤 雄	知識経験を有する者

※ 任期は、残任期間から令和8年5月31日までとします。